

学校法人金沢工業大学ガバナンス・コードの遵守状況報告書

点検基準日：令和5年9月1日

遵守項目	遵守	遵守状況
<b>第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重</b> 学校法人金沢工業大学は、建学の精神に基づく私立大学としての使命を果たしていくために、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に柔軟に対応した大学づくりを進めていきます。また、中期計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。		
1-1 建学の精神	○	(1) 建学の精神 三大建学綱領「高邁な人間形成」「深遠な技術革新」「雄大な産学協同」の具現化 (2) 建学の精神・理念に基づく人材像 「高邁な人間形成」：我が国の文化を探究し、高い道徳心と広い国際感覚を有する創造的で個性豊かな技術者・研究者を育成します。 「深遠な技術革新」：我が国の技術革新に寄与するとともに、将来の科学技術振興に柔軟に対応する技術者・研究者を育成します。 「雄大な産学協同」：我が国の産業界が求めるテーマを積極的に追究し、広く開かれた学園として地域社会に貢献します。
1-2 教育と研究の目的	○	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的を定め、人材育成に努めています。 ※金沢工業大学学則 第2条の2 ※国際高等専門学校学則 第6条の2
	○	(2) 中期目標と中期計画（5年間）立案について 中期目標・中期計画は、年度毎の事業計画に落とし込まれ、年度単位で事業報告を行なっています。また、中期目標・中期計画・事業計画・事業報告については、常任理事会及び定期理事会で審議・承認を得た後に、ホームページにて公表しています。
	○	(3) 本法人の社会的責任等 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、金沢工業大学及び国際高等専門学校の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生・保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。
<b>第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）</b> 私立大学は、社会から教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方や仕組みを構築します。		
2-1 理事会	○	(1) 理事会の役割 理事会の運営（意思決定・議決事項の明確化・業務執行の監督・学長、校長への権限委任・実効性のある開催）に関しては、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。年4回定例の理事会を開催する他、意思決定の迅速化を図るため、理事会の下に常任理事会を置き、原則月1回開催しています。
2-2 理事	○	(1) 理事の責務の明確化 理事の責務に関しては、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、明確化しています。また、理事は善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負うため、損害賠償責任保険加入により、責任が加重にならないようにしています。
	○	(2) 学内理事の役割 教職員理事の具体的な責任担当範囲は、中期目標・中期計画に基づき、常任理事会で定め、適切に業務を遂行しています。
	○	(3) 学外理事の役割 私学法第38条第5項に該当する外部理事を3名選任しています。外部理事は、理事会において多面的な視点から意見を述べ、議論の活性化に寄与しています。
	○	(4) 理事への研修機会の提供と充実 学校法人を取り巻く環境や財務状況等について、課題を共有し、意見交換する機会を設けています。また、関係団体（日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団など）が実施している研修会を案内し、積極的な参加を促しています。
2-3 監事	○	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について 監事の責務に関しては、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、明確化しています。監事は、理事会・評議員会・常任理事会に出席し、必要に応じて意見を述べています。
	○	(2) 監事の選任 理事長は、評議員会の同意を得た上で、理事会の審議を経て、2名の監事を選任しています。また、監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮しています。
	○	(3) 監事監査基準 監査機能の強化のため、「学校法人金沢工業大学監事会議規程」を設けて運用しており、年2回会議を開催しています。
	○	(4) 監事業務を支援するための体制整備 監事・公認会計士との情報交換を行っています。また、監事への学外での研修機会も提供しています。
	○	(5) 常勤監事の設置 常勤監事を設置しています。
2-4 評議員会	○	(1) 諮問機関としての役割 評議員会の諮問機関としての役割については、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。
	○	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 評議員会開催1週間前、提案要旨を添えて資料を送付することで、評議員会における資料説明を効率化し、意見交換の時間を確保しています。
	○	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。これらは、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。
	○	(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。これらは、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。
2-5 評議員	△	(1) 評議員の選任 寄附行為の定めに基づき、25名の評議員を理事会・評議員会においてそれぞれ選任しています。 （令和5年9月1日現在において6月逝去のため1名欠員、補充について検討中）
	○	(2) 評議員への研修機会の提供と充実 評議員会開催前に、提案要旨を添えて資料を送付しています。また、評議員会開催時に、学校法人を取り巻く環境や財務状況等について、課題等を説明しています。

遵守項目	遵守	遵守状況
<b>第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）</b>		
<p>学長・校長の任免は、学校法人金沢工業大学寄附行為細則第8条2項4号に基づき、「役員選考委員会が選考した学長・校長候補について学園倫理委員会に諮問し、その議を経た後、理事会に学長選任を提案する。」とあり、学長は金沢工業大学学則第3条3項において、「学長は、学務を統括し、教員の服務についてこれを総督する。」、校長は国際高等専門学校学則第34条において、「校長は校務を掌り教職員を監督する。」としています。</p> <p>私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向を十分に反映しています。高専も同様に、校長の意向が十分に反映しています。</p>		
3-1 学長・校長	○	<p>(1) 学長・校長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>学長は、金沢工業大学学則第1条の目的を達成するため、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括しています。</p> <p>校長は、国際高等専門学校学則第1条の目的を達成するため、高専教学運営を統括し、所属教職員を統括しています。</p>
	○	<p>(2) 学長・校長補佐体制（副学長・学長補佐、副校長・校長補佐、学部長の役割）</p> <p>大学・高専に、副学長・副校長、学長補佐・校長補佐を置くことができるようにしており、学校法人金沢工業大学管理規則第8条3項において「副学長は、学長を助け、命を受けて学務を掌る。」、同規則第8条の4の3項において「学長補佐は、学長から依頼された業務を掌る。」としています。また、学校法人金沢工業大学管理規則第24条3項において、「副校長は、校長の命を受け、校長の職務を補佐し、校長事故あるときは校長の職務を代行する。」、同規則第26条の4の3項において「校長補佐は、校長から依頼された業務を掌る。」としています。</p> <p>大学における学部長の役割については、学校法人金沢工業大学管理規則第8条の2項において「学部長は、学長の命を受け、学部の学務全般を掌理する。」としています。</p>
3-2 教育研究会議・教授会（金沢工業大学）	○	<p>(1) 教育研究会議・教授会の役割（学長と教育研究会議・教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教育研究会議を設置しています。審議する事項については 金沢工業大学学則第4条3項に定めています。</p> <p>教授会は、金沢工業大学学則第4条の2に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて、意見を述べることができます。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>
3-3 学務会議（国際高等専門学校）	○	<p>(1) 学務会議の役割</p> <p>高専の教育研究の重要な事項を審議するために学務会議を設置しています。審議する事項については、国際高等専門学校学務会議規程第4条に定めています。</p>
<b>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</b>		
<p>私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う本法人においても、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保します。</p>		
4-1 学生に対して	○	<p>(1) 学生の学びの基礎単位である大学の学部及び高専の学科においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>教育理念の実現に向け、3ポリシーを全学的な基本方針に策定し、大学全体のポリシーと高専全体のポリシーを定め、学生に明示し、公開しています。</p>
4-2 教職員に対して	○	<p>(1) 教職協働</p> <p>実効性ある中期計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>
	○	<p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント</p> <p>理事長及び学長、校長からの建学の精神に基づく活動方針を毎年の互礼会で示し、本法人の社会的価値の創造と最大化に向けて教職員が一体となり、学園共同体が共有する価値に基づく信条「KIT-IDEALS」を規範として取組みます。また、教員向けにはFD、教職員全体向けにはSDを毎年実施しています。</p>
4-3 社会に対して	○	<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>機関認証評価結果（金沢工業大学） 令和4（2022）年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、その結果、基準に適合していると認定されました。</p> <p>機関認証評価結果（国際高等専門学校） 令和元（2019）年度に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価を受け、その結果、基準に適合していると認定されました。</p>
	○	<p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>本学では、地域との連携を尊重し、各自治体、小学校、中学校、高等学校、放送大学、学会、協会等との様々な社会及び地域の貢献活動に取り組んでいます。また、大学コンソーシアム石川へ参画しています。</p> <p>包括協定を結ぶ金沢市、野々市市、白山市、小松市、加賀市、珠洲市等とは、教育研究に関する連携活動を実施致しています。</p>
4-4 危機管理及び法令遵守	○	<p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>安全指針、学生のための安全の手引、大災害対策基本マニュアルを作成し、冊子の配布や学内ポータルサイトで学生、教職員に周知しています。ハラスメント防止・研究活動の不正行為の防止等に関しては、規程を整備し、遵守しています。</p>
	○	<p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>就業規則に規定し、遵守しています。また、公益通報の窓口（監査室）を置き、通報者の保護を図っています。</p>
<b>第5章 透明性の確保（情報公開）</b>		
<p>私立大学は、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。</p>		
5-1 情報公開の充実	○	<p>(1) 法令上の情報公開</p> <p>学校教育法施行規則（第172条の2）等の法令に基づく情報公開については、ホームページの「情報公開」において公開しています。その他、次世代育成支援行動計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画などの取り組み内容についても公開しています。</p>
	○	<p>(2) 自主的な情報公開</p> <p>法律上公開が定められていない情報についても、ホームページ・広報誌等を用いて発信しています。</p>
	○	<p>(3) 情報公開の工夫等</p> <p>学校法人に関する情報については、ホームページによる公開に加え、各事業所においても紙媒体で備え置いています。情報公開にあたっては、情報公開規程に規定し、遵守しています。</p>